

# 越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例 骨子（案）の概要

## 条例制定の背景

### ■現状と問題点

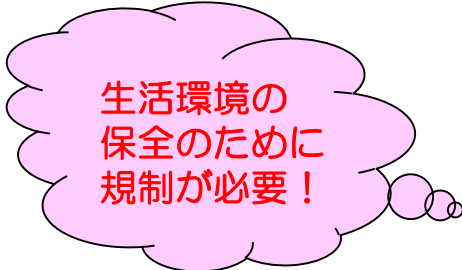
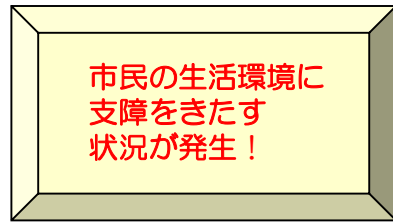
近年、資源の有効利用の観点から金属スクラップや使用済プラスチック等（以下、「再生資源物」という。）のリサイクルの推進が重要視されています。  
 その中で、越谷市では、金属スクラップ等を屋外で保管している事業場（以下、「屋外保管事業場」という。）が増加傾向にあり、こうした屋外保管事業場において、不適正な保管を原因とする火災、作業に伴う騒音、振動、悪臭等により、市民の生活環境に支障をきたす状況が発生しています。

### 再生資源物の屋外保管事業場

- ・不適正保管による火災
- ・作業に伴う騒音、振動、悪臭

再生資源物は有価物として取引されており、廃棄物処理法では規制できない。

- ・施設設置前に周辺住民に対する説明がない
- ・再生資源物の屋外保管に対する規制がない
- ・保管方法等に対する基準がない



## 規制等の主な内容

### ■ 条例の目的

再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること

### ■ 相互理解を促進するための制度

- ・屋外保管事業場を設置しようとする者は、市へ事前協議書を提出
- ・周辺住民等への説明会の実施

### ■ 再生資源物の屋外保管事業場設置の許可制度

- ・再生資源物を取り扱う屋外保管事業場を新たに設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない
- ・許可の有効期限は5年とし、更新制とする

### ■ 屋外保管事業場の立地基準、構造基準及び保管基準を規定

- ・許可基準として、事業場の立地基準及び構造基準に適合しなければならない
- ・事業を行うにあたっては、保管基準を遵守しなければならない

無許可で屋外保管事業場を設置した場合や命令違反等に対し、罰則規定を設けます。



## 許可制度の内容

対象事業地	再生資源物の屋外保管を行う事業場 (事業場の敷地面積が100㎡を超えるもの)	
対象となる再生資源物	使用を終了し、再生資源として収集された 金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、陶磁器、コンクリート、 その他これらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物。  ※ただし、廃棄物処理法に規定する「廃棄物」及び「有害使用済機器」に 該当するものは対象外	
事前協議	①事前協議書の提出 ②周辺住民等への説明会の開催	
許可基準	立地基準	①住宅等から屋外保管事業場の敷地境界までの距離が100m以上あること ②屋外保管事業場の場所の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上の支障がないこと
	構造基準	①事業場の周囲に囲いが設けられていること ②敷地境界と囲いの間に1.5m以上の緩衝緑地帯を設けること ③囲い内側の底面を不浸透性の材料で覆うとともに排水処理設備を設けること
	保管基準	①保管するための用に供する区画に囲いの設置 ②掲示板の設置 ③再生資源物の崩落、飛散防止措置 ④騒音、振動、悪臭、汚水等による生活環境の保全措置 ⑤火災の発生若しくは延焼防止措置 ⑥ねずみの生息、蚊、ハエ等の害虫発生に対する予防措置
	その他	①欠格要件に該当しないこと ②事前協議の実施及び周辺住民等への説明会の開催
許可制 有効5年間で更新制		記録の作成 5年間の保存義務
報告の徴収 あり		立入検査 あり
勧告命令 あり		罰則 あり
既存屋外保管事業者	①立地基準及び構造基準の適用除外 ②保管基準の適用 ③既存事業者であることの届出が必要 ④定められた期間内に、事前協議をした上で許可を取得すること	